

項目		内容	関係 条項	確 認 欄	備 考
敷地	位置の選定	災害、公害等による居住環境阻害の回避及び通勤、通学等の日常生活の利便を考慮している。	6条	<input type="checkbox"/>	
	敷地の安全等	軟弱地盤等の場合に、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられている。	7条1項	<input type="checkbox"/>	
		雨水及び汚水を有効に排出又は処理するための必要な施設が設けられている。	7条2項	<input type="checkbox"/>	
公営住宅等	住棟等の基準	日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮している。	8条1項	<input type="checkbox"/>	
		気候、景観等地域の特性に配慮している。	8条2項	<input type="checkbox"/>	
	住宅の基準	防火、避難及び防犯のための措置が適切となっている。	10条1項	<input type="checkbox"/>	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)による改正後の基準とする。)を満たしている。	10条2項	<input type="checkbox"/>	
		太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。)を行っている。		<input type="checkbox"/>	
		住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たしている。	10条3項	<input type="checkbox"/>	
		構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たしている。	10条4項	<input type="checkbox"/>	
		給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たしている。	10条5項	<input type="checkbox"/>	
	住戸の基準	一戸の床面積の合計は、25㎡以上となっている。	11条1項	<input type="checkbox"/>	
		台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備並びに電話回線が設けられている。	11条2項	<input type="checkbox"/>	
		公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たしている。	11条3項	<input type="checkbox"/>	
	住戸内の各部	住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たしている。	12条	<input type="checkbox"/>	
	共用部分	通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級4の基準を満たしている。	13条	<input type="checkbox"/>	
附帯施設	自転車置場、物置、ごみ置場等必要な施設が設けられている。	14条1項	<input type="checkbox"/>		
	附帯施設は、入居者の衛生、利便等良好な居住環境の確保に考慮されている。	14条2項	<input type="checkbox"/>		
共同施設	児童遊園	住戸数、敷地の規模・形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全が確保された適切な位置及び規模となっている。	15条	<input type="checkbox"/>	
	広場及び緑地	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されている。	17条	<input type="checkbox"/>	
	通路	敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されている。	18条1項	<input type="checkbox"/>	
階段部に補助手すり又は傾斜路が設けられている。		18条2項	<input type="checkbox"/>		
費用の縮減	設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮している。	5条	<input type="checkbox"/>		

※1 関係条項欄には、公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)を参照して定めた公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例(平成24年京都府条例第45号)における関係条項を示す。

※2 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)をいう。